

交通安全協会だより（令和4年1月号）

～ 横断歩行者の保護はドライバーの義務です ～

横断歩道で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。

横断歩道は歩行者が優先であり、運転者には横断歩道の手前での減速義務や停止義務があります。

また、横断歩道以外の場所を横断している歩行者や、斜め横断、走行する自動車等の直前、直後の横断など、法令に違反する歩行者が犠牲になる事故も多く発生しています。

交通安全のため、運転者も歩行者も交通ルールをしっかりと守りましょう。

（道路交通法第38条）

運転者の皆さんは

○子供たちが通行している幼稚園や保育所、学校などの周辺では不意な飛び出しに対応できるよう、十分に速度を落として安全運転に心掛けましょう。

○横断歩道は歩行者が優先です。

道路のひし形の「ダイヤモンド」は、その先に横断歩道があることを意味しています。

ドライバーは横断歩道の手前で減速するなど、横断しようとしている歩行者等に備え、横断歩行者等がいる時は、必ず横断歩道の手前で一時停止しましょう。



歩行者の皆さんは

○道路を横断する際は、確認する方向に身体をしっかりと向けるとともに、遠くまで安全を十分に確認し、横断歩道がある場所では必ず横断歩道を渡りましょう。

○車は歩行者に気付いていない可能性があります。

歩行者は、横断をはじめる前に車が来ていないか等について確認するとともに、横断中も左右の安全確認をしましょう。

○歩行者が亡くなった事故のうち、約6割以上が自宅から500メートル以内で発生しています。

自宅の近くを歩く時も「よく知った近所だから」「いつも車は走ってこない」など油断することなく、周りの車をよく確認し交通ルールを守って歩きましょう。

○夜間や薄暮時間帯に外出する時は、明るい服装、反射材、ライト等を積極的に活用し、ドライバーに自らの存在を知らせましょう。



信号機のない横断歩道での一時停止率 徳島県の場合は！

JAF（一般社団法人日本自動車連盟）徳島支部は、「信号機のない横断歩道」における歩行者優先について実態調査を実施し、その結果を公開しています。

調査は、徳島県内の2カ所で実施し、信号機が設置されていない横断歩道を通過する車を対象に実施した結果、歩行者が横断歩道を渡ろうとした場面で一時停止した車は19.4%でした。

これは、全国平均の30.6%に対して11.2%下回る数字で、8割以上の車が信号機のない横断歩道で一時停止していない実態が明らかとなっています。（令和3年一般社団法人日本自動車連盟調査）

横断歩行者等妨害等違反の罰則

罰 則 3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

違反点 2点（横断歩行者等妨害）

反則金 大型車 1万2千円 普通車 9千円
二輪車 7千円 原付 6千円